

生徒心得

1. 学校生活一般

- (1) 本校生徒は心身共に健康で、自覚と誇りを持って行動する。
- (2) 教職員、外来者、生徒相互には明るい挨拶で接し、はきはきした応待ができるようにする。
- (3) 学習には、意欲的、自主的に臨み、活発な授業を進めるために、予習・復習などを徹底的に行い、学習内容が理解できるようにする。
- (4) 学校内外の清掃に一人ひとりが気を配り、常に清潔で明るい学習環境を保つ。
- (5) 公共物は大切にし、自然を愛護するように心がける。
- (6) ホームルーム・部・生徒会活動・学校行事などに積極的に参加し、集団の一員として自覚ある行動をする。

2. 登下校

- (1) 登下校は交通ルールを守り、地域社会と協調し、事故の防止や安全に配慮する。
- (2) 始業の予鈴までに登校する。
- (3) 登校後は、授業終了時までには校外に出てはならない。
- (4) 自転車通学は許可制とし、原付バイク・自動二輪車・自動車による登下校は厳禁する。
- (5) 休日及び早朝、居残り活動は事前に届け出て許可を受ける。
- (6) 下校時刻は厳守する。

3. 欠席・遅刻・早退

- (1) 疾病・事故などで、欠席・遅刻をするときは、必ず保護者が事前に連絡する。
- (2) 欠課・早退をするときは事前にHR担任に願い出て許可を受ける。
- (3) 忌引の場合は事前に、保護者などがHR担任に電話等で連絡し、事後、所定の手続きによりHR担任へ届け出る。
 - ・忌引きの日数（連続した期間で、途中に入る休日や祭日も含む）
 - 1 親等（父母）……………7日以内
 - 2 親等（祖父母・兄弟姉妹）………3日以内
 - 3・4 親等……………1日以内
 - ※但し、遠隔地の場合は、移動に要する日を前後一日ずつ加算することができる。
- (4) 進学・就職試験、部活動などの学校が認めた用件で、欠席・早退・欠課をするときは、事前に公欠願いを提出し、許可を受ける。

4. 服装・身だしなみ

- (1) 本校生徒としての自覚と品位を保ち、身だしなみも含め端正、質素に心がける。
- (2) ピアス、化粧、マニキュア、茶髪、脱色、髪に手を加えることや、特異な髪型は禁止する。
- (3) 授業日、休業日を問わず、登下校、学校行事、校外の教育活動の際は、本校指定の制服を着用し、校章を所定の位置につける。

《制服》

すべて本校指定のもの

＜正 装＞

男子 冬 ブレザー，ズボン，長袖シャツ，ネクタイ（青のストライプ），校章

夏 ズボン

女子 冬 ブレザー，濃紺スカートまたは濃紺スラックス，長袖シャツ，リボン（青のストライプ）

夏 濃紺スカート

＜オプション＞

男子 ネクタイ（赤のストライプ），半袖シャツ

女子 チェックのスカート（夏用冬用），リボン（赤のストライプ），ネクタイ（青のストライプ，赤のストライプ），スラックス，半袖シャツ

《衣替え》

夏服 5月1日から10月31日

冬服 11月1日から4月30日

冬服の時期は必ずブレザーを着用する。

※ 制服着用規定

ア. 式典（入学式，卒業式，始・終業式，修了式，合唱コンクールなど）・校外活動は正装を着用する。

イ. 平常時については本校指定の制服を必ず着用する。

ウ. セーター，ベストを着用する場合は，黒，紺，ベージュ・グレー・茶・白の無地（ワンポイントは可）とする。また襟元，ワイシャツを確認できないもの（パーカー・トレーナー）は着用しない。

エ. スカートの中にジャージなどを着用しない。無地の黒タイツは可とする。

オ. スカート丈を短くすることは禁止とする。

《上履き》

上履き，体育館履きは本校指定のものとする。

(4) 特別な事情で，やむを得ず異装する時は，保護者が届け出て許可を受ける。

5. 校内生活

《授 業》

(1) 授業が高校生活の基本であることをよく理解して臨む。

(2) 許可なく定められた座席を移動しない。

(3) 自習時間は，監督の先生の指示にしたがって自習する。

(4) 遅刻をして入室する時は，教科担当の先生の許可を得て着席する。

《所持品》

(5) 生徒証・生徒手帳は常に携帯する。

(6) 所持品（制服などを含める）には学年・組・氏名を記入する。

(7) 学校には， unnecessaryな金品を持参しない。

(8) 金品を拾得・紛失したり，盗難にあったりしたときは，直ちにHR担任又は生徒指導部に届け出る。

(9) 生徒同士の金銭の徴収，物品の売買・貸借などはしない。

《集会・出版・掲示など》

(10) 学校内で集会，印刷物の発行，配布，掲示，募金，署名，調査活動などを行う場合には，事前に担任・顧問の先生に届け出て，指示にしたがい生徒指導部の許可を受ける。

(11) 掲示については、掲示責任者が定められた場所に
掲示し、責任を持って撤去する。

(12) 校内放送や放送室の利用については別に定める。

《校舎・校具等の利用》

(13) 学校の施設・設備・校具などを大切にする。

(14) 学校の施設・設備・校具などを借りたり、校外か
ら物品を借用したりするときは、あらかじめ担当の
先生に申し出て許可を受ける。また、返却するとき
は、担当の先生の確認を受ける。

(15) 学校の施設・設備などの破損、校具などの紛失の
際は、直ちに担当の先生に届け出て指示を受ける。

(実費を徴収することが原則である。)

《学習環境の整備》

(16) 校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、
生徒会、部活動などで使用した教室・施設の清掃は
徹底して行う。

(17) 特別教室、準備室の清掃については、担当の先生
の指示にしたがう。

6. 校外生活

(1) 校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇
りを持って行動する。

(2) 高校生としてふさわしくない遊技場や飲食店には
出入りをしない。

(3) アルバイトは原則として認めない。やむを得ない
場合にはHR担任に申し出て相談する。

(4) 校外で事故を起こしたり、事故にあったりしたと
きは、必ず学校に連絡する。